

論 文

天皇制国家とキリスト教

—「三教会同」問題を中心に—

西田 毅 (同志社大学名誉教授)

明治初期の宗教政策とキリスト教

本稿は近代日本におけるキリスト教の受容と展開をトータルに概観する試図として、明治末期の三教会同を取り上げ、そこに内在する近代国家と宗教の問題点を考察する。

維新政府の宗教政策は神道国教化と廃仏毀釈にはじまり、1869年(明治2)9月、神祇官内に宣教使を設置、天皇崇拜中心の神道教義の布教をめざす大教宣布運動が開始された。祭祀の主権者にして「現人神」たる天皇の下に広範な国民の服属、恭順を調達し、神道中心の祭政一致、^{かんたう}惟神の道の支配体制の創出を図ったが、意図した「復古」政策の成果は挙がらず1872年(明治5)3月、神祇省を廃して教部省が新設され、宣教使が廃止された。

教部省は新たな国民教化策として教導職を設置し、神仏協力体制を整備しようと「三条教則」(1872)を發布した。すなわち、国民教化の大綱として「敬神愛国」、「天理人道」の明徴、「皇上の奉戴、朝旨の遵守」を掲げ、それを神官、僧侶ら教導職に向けて訓示されたのである。このような神仏合同布教策に対し、島地黙雷(1838-1911)は神道優位の政策であると非難、「三条教則批判建白書」(1873)を提出し信教の自由、政教分離を主張した。

教部省が企図した合同布教は1875年(明治8)4月に挫折し、その後1877年に教部省が廃省になり、神仏教導職も1884年(明治17)に無くなるなど神道国教化政策に転機が訪れた。

他方、妖教、邪教として長らく異端扱いされてきたキリスト教に対する明治政府の対応はどうか。1873年(明治6)2月にキリシタン禁制の高札を撤去し、キリスト教を黙認する姿勢を示す。しか

し、幕末に欧米諸国と和親条約や通商条約を締結したあと、欧米から新教・旧教を問わず各派のキリスト教団の宣教師が続々とやってきて、聖書の翻訳や教会堂の設置、英語教育、伝道事業などをはじめていた。

たとえば、アメリカ監督教会派の宣教師リギンス、ウイリアムス、オランダ改革教会派のフルベッキが長崎に、そしてアメリカ長老教会派のヘボン夫妻が神奈川にやってきたのはいずれも1859年(安政6)であった。そしてイギリス監督教会宣教師エンソル、アメリカン・ボード伝道会社の宣教師グリーンらがやってきたのは1869年(明治2)であった。また、アメリカン・ボードの宣教師ギューリック一族(後述)、デイビス夫妻の来日は1871年(明治4)、メソジスト各派の宣教師の来日は1873年(明治5)のことであった。

日本人最初の日本基督公会が押川方義らによって横浜に設立されたのが、1873年(明治5)であった。そして、聖書を学び熱心な祈祷会に参加した小川義綏、安藤劉太郎、井深梶之助、本多庸一らによって横浜バンドが形成された。翌年には井深梶之助、植村正久がブラウンより受洗している。また1872年(明治4)、熊本藩に熊本洋学校が設立され、欧米文明の基礎はキリスト教の信念にあるとして、聖書理解の必要を述べたキャプテン・ジェーンズの指導の下に信仰を起す者が続々と現れ、ついに1876年(明治9)1月、熊本郊外の花岡山で「奉教趣意書」が起草され三十五名の署名を得て誓約が立てられた。いわゆる熊本バンドの形成である。署名者の中には宮川経輝、金森通倫、海老名弾正、浮田和民、横井時雄、森田久万人、徳富猪一郎らがいた。彼らはその後、同志社に入学して新島襄の薫陶を受けることになる。

しかし、明治初期の社会にプロテスタンティズムが順調に根を下ろしつつあった状況は長くは続かなかった。政府の神道国教化政策の頓挫と自由民権運動の進展に助けられて、明治十年代はキリスト教にとって比較的順風な時代であった。とはいえ『六合雑誌』が嘆息する以下の文章は、「政権の迫害の中に生れ、社会的な抑圧と白眼視の中に育った」日本のキリスト教（隅谷三喜男）の運命をよく説明している。

「我国人ノ基督教ヲ誤解シテ種々之ガ説ヲナスハ実ニ甚矣、(中略)我輩此数年間世論ノ趣ク所ニ注目シテ我基督教ヲ駁スル者ノ説ヲ聞クニ曰ク、基督教ハ我国権ニ害アリト、曰ク基督教ハ愛国心ヲ滅スルモノナリト、曰ク基督教ハ文明ノ進歩ヲ妨ル者也ト、曰ク基督教ハ君ヲ無シ父ヲ無スル者ナリト、嗟々是レ何ノ言ゾヤ」¹⁾。

明治十年代の天皇制とキリスト教の前哨戦の時期を経て、明治二十年代に入りキリスト教はどのような環境を迎えるのであろうか。

教育勅語とキリスト教 —「教育と宗教の衝突」—

人倫五常の権威を高め忠孝道德の確立を期して定められた教育勅語によって、キリスト教と国体をめぐる軋轢は、明治二十年代以降の天皇制国家における思想史上の一大テーマとなった。そもそも明治国家において、キリスト教とマルクス主義は天皇制イデオロギーに対する二大対決原理であった。

キリスト教が時の支配層によって、天皇の統治と臣民の忠孝を国体の精華と定めた教育勅語の理念に合わない危険な思想扱いされたのは、内村鑑三の「不敬事件」や「教育と宗教の衝突」論争、さらに加藤弘之によるキリスト教害毒論の展開などをみれば、それはあきらかであろう。他方、非戦論や明治社会主義の弾圧、そして大逆事件の裁判の目的が特定の思想それ自体を裁くものであったことを考えると、明治国家の支配層がいかに社会主義、マルクス主義を恐れ「主義者」の根絶に躍起になっていたか、一目瞭然である。マルクス

主義にくらべてキリスト教指導者たちの支配層に対する抵抗はその後次第に軟化し、弾圧に屈服してゆく様子が鮮明にみられるが、それは何に由来するのであろうか。もちろん、個人でラジカルに「草の根」の抵抗を続けた少数のキリスト教徒の存在はよく知られているが、本稿で採り上げるのは、むしろ日本プロテスタント教界の正統派指導層にみられる言動である。

帝国憲法の制定(1889)と教育勅語(1890)の発布によって日本のキリスト教はその活動に大きな制約を受けることになった。すなわち、帝国憲法は28条で信教の自由を認めた(「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」)が、信教の自由の前提として「安寧秩序」と「臣民たるの義務」を強調した。そして国民道德の本旨を定めた教育勅語は天皇の尊厳性を高め、人倫五常の権威を確立するため、家父長的な儒教倫理の再編成を図った。国民一般に浸透せしむべき徳目の中核は忠孝一致の道德であった。さらに政府は「天皇の影像」を全国の諸学校に下賜し、文部省は「御真影」と教育勅語謄本を校内の一定の場所に安置するよう訓令を出した(1891年11月)。それ以降、全国の学校で奉安庫や奉安殿の設置がはじまり、なかには神棚を設けてこれを祭り、酒や榊を供えるなど天皇の絶対化、神聖化が進んだ。

儒教的な封建倫理を批判するキリスト教は、明治国家の支配層にとって、わが国の国体になじまない危険な宗教であり、異端、危険な思想であった。このような状況下で、当然起こるべくして起こった国家とキリスト教の衝突の象徴的な事件が内村鑑三の「不敬事件」であった。内村自身は明治人らしい皇室崇拝者であり、勅語に対する敬意の念ももっていたという。しかし、礼拝は天皇を神とすることであり、偶像崇拝はできないと考えて第一高等中学校嘱託講師であった内村は倫理学講堂でおこなわれた勅語奉戴式で最敬礼を拒否したのである。そこで、国家主義者が好機至れりとばかりにキリスト教がわが国体と相容れないと攻撃の火蓋を切った。論難の急先鋒は当時東大の哲学教授であった井上哲次郎(1856-1944)であった。

論 文

井上は「耶蘇教は唯一神教にて其徒は自宗奉ずる所の一個の神の外は、天照大神も弥陀如来も如何なる神も如何なる仏も決して崇敬せざるなり(中略)多神教たる仏教は古来温和なる歴史を成し、唯一神教たる耶蘇教は至る処激烈なる変動をなせり」(『教育と宗教の衝突』1893)と不敬事件の原因をまさに内村の信仰するキリスト教の一神教たる特性に見出し、それが憲法28条に定める「安寧秩序」の維持、「臣民たるの義務」の二つの「制限」事項に反することを挙げて論駁している。このようにキリスト教徒を「不忠不幸」の民視し、皇室に対して不敬を取えてする乱臣賊子といった見方は、やがて、明治二十年代後半の日清戦争勃発時の国家主義的風潮の高まりのなかで、キリスト教の布教活動をますます困難にしていった。教育事業も支障をきたし、ミッション・スクールは生徒数の減少や廃校に追い込まれていった。さらに、1899年(明治32)8月、文部省は訓令第十二号を発して、教育と宗教の分離という近代国家の名目のもとに、官公立学校や法令で公認された私立学校において正規と課外を問わず宗教上の儀式や教育をおこなうことを禁じた。これはキリスト教を徳育の基礎とするキリスト主義諸学校にとってきわめて厳しい教育上の抑圧であった。この訓令の背景には、私立学校教員は原則として国語に通達していることを定めて、外国人経営の学校に対する監督の強化を狙った私立学校令(1899年)とともに条約改正の実施(1899年7月)によって実現した外国人の内地雑居の問題が絡んでいた。すなわち、政府は内地雑居の実現によって、宣教師たちが日本の各地でキリスト教の伝道や教育をより活発に行い、そのことが、教育勅語に基づく天皇制イデオロギーの教育の進展を阻害するのではないかと憂慮したのである。

先の訓令に対するキリスト教諸学校の対応であるが、この訓令に違反すれば徴兵猶予の特典が奪われ、上級学校や官吏任用の受験資格を失うなどの不利益が明らかなので、各学校は困惑させられそれぞれ対応に苦慮した。多くの学校は中学校を廃し、普通学校、普通学部、あるいは中等科といった名称に変更してキリスト教主義の教育を継続

した。立教中学は寄宿舎でキリスト教教育を実施、同志社は訓令に従って普通学校を設立した。キリスト教主義私学は政府による臣民教育の強制と立学の本質の狭間にあつて、このような苦悩を経験し、茨の道を歩むことを余儀なくされたのである。

日清・日露戦争とキリスト教徒の動向 —「義戦」論と「非戦」論の分岐—

次に日清・日露両戦争に対するキリスト教徒の対応をみてみよう。日清戦争の勃発に際しては多くのキリスト者はこの戦争は日本にとって正当な戦争であるという主張をおこなった。木下尚江(1869-1937)は明治二十七、八年の頃、教会が連合して全国に伝道者を派遣して戦争の正義を宣伝したキリスト教徒の愛国心を「言語道断の醜態」と憤慨している。不敬事件できびしく指弾された内村鑑三も、日清戦争については主戦論者であった。

彼は日清両国の衝突は「新にして小なる日本」と「旧にして大なる支那」の衝突であり、文明と野蛮、「進歩主義」対「退歩の精神」という二つの相反する精神の対決として捉えて、開戦を「義戦」と正当化した。それは福沢諭吉の近代化に努め「文明」を代表する日本と、頑迷固陋で古き体制に固執する野蛮な清国との「文野の戦争」という捉え方とよく似た発想である。ところが、日清戦争の途中から自らの「義戦」観に疑念を抱くようになり、日露戦争の時には徹底した非戦論を唱えるようになった。「余が非戦論者となりし由来」(1904)に以下のように記している。

「私もついこのごろまで、戦争の悪いということがどうしてもわからず、キリスト教を信じて以来ここに二十三、四年にわたりしも、私も可戦論者の一人でありました。現に日清戦争の時には、今と違い、欧文を取って日本の正義を世界にむかって訴えんとするがごとき者はごくごく少数でありましたゆえに、ヨセばよろしいのに、私は私の廻らぬ鉄筆をふるいまして、「日清戦争の義」を草して、これを世に公にした次第であります。カーライルの『クロンウエル伝』を聖書に次

ぐの書と見なしました私は、正義はこの世においては剣をもって決行すべきものであるとのみ思いました³⁾。

ではその彼をして非戦論者に「変説」せしめた理由は何か。第一は聖書、とくに新約聖書の研究の深まり、第二は彼自身の個人的体験（「生涯の実験」）、すなわち、数年前にある人たちの激しい攻撃にあったとき、我慢して無抵抗主義をとったところ大いに心の平安を得、従事する事業も大きな損害を受けることなく、むしろ新たな友人が現れて彼を助け支えてくれたこと、そこから彼はすべての「争闘の愚にしてかつ醜なること」を悟ったこと、そして第三に過去十年間の世界の歴史から得た教訓をあげている。すなわち、「日清戦争の結果は、ツクツクと、戦争の害あって利のないことを教えました。その目的たる朝鮮の独立はかえって危うくせられ、戦勝国たる日本の道徳は非常に腐敗し、敵国を征服し得しも、故古河市兵衛氏のごとき国内の荒乱者は少しもこれを制御することができずになりました。これは私が私の生国なる日本において見た戦争（しかも戦勝）の結果であります」と述べ、さらに第四の理由として米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市で発行されている平和主義を標榜するThe Springfield Republican紙から受けた思想的影響を挙げた。しかし、内村の非戦論の特徴は社会科学的な平和思想ではなく、神の大能の実現によってのみ世界の平和は実現するといった信仰の論理、「戦争廃止、世界平和は、人間の事業としてはあまりに宏大」、「キリストの再臨を待って初めて世におこなわるるもの」というキリスト教的摂理観につらぬかれていた³⁾。

他のキリスト教徒の動向はどうであろうか。海老名、植村、小崎といった日本プロテスタンティズムのリーダーたちは、その主張にニュアンスの違いはあるが、すべて日露戦争の肯定論者であった。本郷教会の主宰者である海老名弾正は戦争を賛美し、日露戦勝祈祷会を開催して気炎を挙げた。戦争が始まるや、本多庸一や小崎弘道は軍隊に慰問隊を送り出すべく軍部と交渉している。そして基督教青年会のメンバーは、テントを担いで満州

の前線に参加し、将兵に入浴・洗濯、理髪、新聞雑誌の回覧、映画上映などのサービスを提供しながら巡回説教（「天幕伝道」）をした。この事業は多くの国民から感謝され、それまでのキリスト教に対する偏見も緩和されたという⁴⁾。また、本多と井深梶之助は日露戦争が侵略性を帯びたものではなく、「正義」にかなった戦争であることを諸国に弁明するため欧米に派遣された（1905年3月、フランスで開かれた万国基督教青年会創立記念大会に参加）。また、1904年5月、東京芝公園の忠魂詞堂会館で開かれた日本宗教家大会に神仏二教とともに参加し、決議文を採択して国の内外に向けて戦争の正当性を訴えた⁵⁾。

植村正久は内村の非戦論を批判してロマ書十三章四節のパウロの言葉を引用して自衛戦争の正当性を主張している。曰く、「抑戦争は一国に及す害甚大なるを以て、容易に之をなすべきものにあらざるなり。然れども自己の發達を妨げ存在を危くする者に対しては奮然之を懲罰して可なり。今若し狂漢ありて自身を殺さんとする時に当り、之に抵抗せざる者あらんや。或は石を採り『ステッキ』を打振りて之を防ぐべし。是れ何人も拒む能はざる処なり。此の故を以て一国内に於て其国家の安寧を害し人々を妨害する者に対し国家が法律を以て之を罰する正当なる処分なり。凡そ国家は教会に非るを以て総のこと教会的の如き自由放任の方法を採ることを得ざるなり」⁶⁾と。

日露非戦論を展開したキリスト者は、内村のほかに住谷天来、安部磯雄、木下尚江、柏木義円らが数えられるが、教会の主流は戦争協力を打ち出した。その理由としては、キリスト教は長らく異端、邪教の宗教として国家から迫害され、社会の偏見の目に晒されてきた経緯からキリスト教徒が教会の安全を維持し、組織防衛を図る意識が働いて、戦争肯定の時流に追随したと考えられる。しかし、同時にまた明治のキリスト者の多くが士族出身者であることから彼らの強い国家意識と指導者意識が働いたことも無視できないであろう。

とにかく、日露戦争時、キリスト教界は主戦論と非戦論に分裂したが、戦争協力をめぐる、その熱意において指導部と一般の牧師信徒のあいだ

論 文

で温度差があったことも事実である。教会首脳陣の戦争協力によって、政府のキリスト者に対するこれまでの疑心暗鬼が幾分改善され、それがその後の宥和策に結びついたことは確かであろう。なお、非戦論を唱えたキリスト教徒の一部は、平民法内部のキリスト教社会主義者が中心になって発刊された月刊雑誌『新紀元』（1905年11月）を舞台にその主張を継続していく。

日清・日露の両戦争を経てキリスト教徒の国策協力の姿勢がしだいに顕著になるなかで、理想団（1901）から社会民主党（1901）、そして、平民法の結成（1903）へと推移するそれまでの社会主義者とキリスト教徒の緊密な関係は解消され、やがて日露戦争を境にして、唯物論に主導された社会主義者とキリスト教社会主義者との分岐が明白になる。

ところで明治維新以降、神道・仏教・キリスト教の三教は相互に対立反目の状況にあったが、日清戦争後、従来の排他的な相互関係を解消して異なる宗教間の対話の試みもなされるようになった。すなわち、1893年にシカゴで開かれた万国宗教大会に日本から釈宗演、柴田礼一、土宜法竜ら神道、仏教、キリスト教界の代表が参加、各宗の英訳書が参加者に配布紹介された。この大会を受けて釈宗演、巖本善治らの呼びかけで1896年に第一回宗教家懇談会が開かれ、大内青巒、村上専精、海老名弾正、松村介石らが参加した。また、姉崎正治、岸本能武太らが比較宗教研究会を開催するなど「宗教間対話」の試みがなされている。このように仏教とキリスト教の協調融和が進むが、近代日本の政教関係との関連でいえば、この両宗教の協調的態度がのちの「三教会同」の伏線になったという解釈もある⁷⁾。

さて、明治末年のキリスト教界は明治四十二年に宣教開始五十年を迎え、10月に東京神田のキリスト教青年会館で各派合同の記念祝賀会が開かれた。小崎弘道、宮川経輝、海老名弾正、留岡幸助、植村正久、井深梶之助、新渡戸稲造、平岩愼保、山室軍平らに加えて、バラ、ギュリック、タムソン、デイビスらの外国人宣教師らが記念講演を行い大盛況であった。これを契機に有力な教派の

メソジスト、日本キリスト教会、組合教会もそれぞれ教勢拡大に努めたが、大逆事件の発生により伝道活動の新たな逆風が生じた。

明治四十年代に入って加藤弘之は『我が国体と基督教』、『迷想的宇宙説』などを発表してキリスト教批判をおこない、キリスト教攻撃が再燃するが、当時、「非国民」の別名となっていたキリスト教は社会主義や無政府主義と同じ危険思想という考え方が一般に浸透していた。密偵がつけられ活動が妨げられるキリスト教徒も多数いた。内務省を中心に政府部局で三教会同の話がもちあがったのはちょうどそのような時期においてであった。

三教会同—その経緯と背景

まず三教会同とは何か、時の政府が意図した基本動機に注意しながら事実経過を概観しておこう。

三教会同は第二次西園寺（公望）内閣（1911・8-1912・12）期に内務次官を勤めた床次竹二郎が中心になって企てられた。一九一二年（明治45）二月二十五日、東京麹町区の華族会館で開かれた会場で、内務大臣の原敬は政府関係者とともに教派神道十三名、仏教系諸派五十一名、キリスト教七名の代表と懇談し、宗教家たちに国民道徳振興への協力を求めた。そして翌日の二月二十六日、三教の代表者は皇運の扶翼、国民道徳の振興を誓い、あわせて政府に宗教の尊重、政治・宗教・教育の融和をもとめる決議を採択した。ただし、この場には神社非宗教論により神社当局は招かれず、文部省と真宗大谷派も参加しなかった（ただし、福原（鐐二郎）文部次官は出席⁸⁾）。人心の動揺を沈静し、広く国民教化のために宗教勢力の力を借りるといふ支配層の思いは何を意味するのであろうか。

床次は、欧米視察で宗教の感化力の大きさを知り、日本の諸宗教を社会秩序の維持のための国民教化に協力させようと図ったと考えられるのであるが、この点について、政府内部、とくに内務省と文部省のあいだで緊密な協力態勢はなかった。

文部省は三教会同に関知せずの態度を表明した。「我国の道德教育の基礎は教育勅語に存す、又我国の道德教育は宗教以外に独立するを原則とす（中略）私立学校に於ては宗教を教ゆる事を妨げずと雖もこれ等の学校に於ても教育勅語のご趣旨に背戻す可らざるは勿論なり、要するに我国の教育制度上においては何処までも教育勅語を根本として之に依りて我國民道德を涵養することが大主義なり、而して目下新聞紙上に散見する宗教家合同の計画については我等の聞知せざる処なり」、宗教と教育は一国の行政上自ずからその立場を異にし、学校教育は文部の監督、宗教は宗教局の監督下にあること、宗教上の教育感化は社会的事業に属するゆえに兩者事業の性質上よりみて兩者は「相対しつゝ、相一致すべきもの」（福原文部次官）という考えであった。それに対して内務当局は「宗教と教育との結合を図り之をして互いに相提携し国民教育の上に補益する所あらしめんとするに在るは勿論なるも而も之によりて従来の教育の大本たる皇室中心主義は些かの影響を及ぼすべきにあらざるとともに又欧米各国に於るがごとく教育と宗教とを全く合致せしめて国民教育の基礎を聖書に置くが如き極端なる宗教政策を執らんとするに非ざるは言を俟たず」と弁明した。

さらにまた、この問題に関する首相西園寺や閣僚の考えはどうなのか。キリスト教が参加することに原内相らが閣議で疑問を呈したという。三教会同当日も原は「無造作に突立ち」て挨拶したあと、参会者の答辞をうける暇もなくそそくさと立ち去ろうとして床次の注意を受け別室の食卓に着き、「呆気ない事夥し」と新聞は報じている⁹⁾。

支配層の「人心の動揺」への警戒は、すでに一九〇八年の「戊申詔書」の発布に現れている。すなわち、日露戦争後の人心の浮華を警め上下一致、勤儉を説くために桂内閣（第二次）は明治天皇に詔書の発布を願い出た。しかし、今回、キリスト教を他宗教と同等に扱うという支配層の意図は何に由来するのであろうか。そこには桂と西園寺の政治思想の違いや欧米を視察した床次の発想の転換、そして政友会系のリベラルな政治姿勢といった要因が考えられるのであるが、やはり、直

接的には大逆事件に象徴される過激思想の蔓延や尊皇意識の弛緩に対する政府の危機感が、臣民教育の教化のためにキリスト教を含む宗教勢力の総動員につながったのではないだろうか。また、日蓮主義の本多日生、宗教学者の姉崎正治、救世軍の留岡幸助（彼は内務省の囑託で報徳会運動の指導者でもあった）など協力者の名前が報ぜられているが、こうしたキー・パーソンの動きを通して宗教界内部の複雑な事情や思惑が見えてくる。

他方、明治政府から公式にその存在が認められたキリスト教徒にとって、それまで彼らが長期にわたってさまざまな圧迫を加えられてきただけに、そのよろこびはひとしおであったといえよう。キリスト教を他の宗教と同等に扱い、明治政府から公式にその存在が認められたと状況判断したキリスト教徒の安堵は、日清・日露両戦争のころから次第に芽生えてきた支配層への妥協の姿勢を一段と加速させることになったことは否定できない。とにかく、この「会同」への参加によって、日本のプロテスタンティズム教団は、明治国家の公認と引き換えに、天皇制国家を内側から支える国体イデオロギー・臣民教育の一翼を担う役割を果たすべく、キバを抜かれた存在へと変貌したのは事実であろう。

三教者の共同決議案

ここで『六合雑誌』で紹介された「三教者会同顛末」（三二巻四号）から三教者の共同決議案を引いておこう。彼ら三教者代表は懇談会を開き、以下のような決議文を発表した。

「国民道德の復興、社会風教の改善の為に、政治、教育、宗教の三者各々其の分界を守り、同時に互いに相協力し、以て皇運を扶翼し時勢の進運を資げんとするに在る事を認む、是れ吾等宗教家年来の主張と相合致するものなるが故に吾等は其意を諒とし、将来益々各自信仰の本義に立ち、奮励努力国民教化の大任を完うせん事を期し、同時に政府当局者も亦誠心鋭意、この精神の貫徹に努められん事を望み、左の決議を為す。（一）吾等は各々其教義を発揮し、皇運を扶翼し益々国民道德の振

論 文

興を期す(二)吾等は当局者が宗教を尊重し政治、宗教及び教育の間を融和し、国運の伸張に資せられんことを望む(傍点筆者、以下断わりなきかぎり同じ)。

ちなみに、三教会同参加者のうちキリスト教関係者は次の七名である。メソジスト代表本多庸一、組合教会宮川経輝、日本基督教会井深梶之助、聖公会元田作之進、浸礼教会(バプテスト)千葉勇五郎、正教会石川喜三郎、天主教(カトリック)本城昌平。そして本多、元田、井深、千葉の四人が企画し、キリスト教徒六〇余人が参加して報告会が開催され、三月四日に「公開書」が発表された。声明には次のような文章が記載されている。

「(一) 共同決議案の精神に基づき、吾等キリスト信徒は他宗に対し礼儀を重んずると同時に益々自己の信仰の本義に立ち其特長を發揮し伝道事業に精励し現代人心の要求に応じて風教道徳の維持作興に努め以て皇運を扶翼し国民教化の大任を完うせんことを期せざるべからず(二) 政治、宗教及び教育の三者は互いに協力呼応して我邦精神界の向上進歩を期すべきものなるが故にこの際吾等は益々其の相互の関係を明らかにし以て宗教本来の權威にたち其の使命を完うせざる可らず(三) 今や我邦精神の進運は益々キリスト教徒の奮発興起を促すものあり、この時に当り吾等は進んで積極的伝道を試み神の国の拡張に努力せんことを切望す、翼くは天父の恩寵吾等の上に豊かならんことを。日本基督教会同盟」

ここには、三教者の共同決議文とまったく同じ趣旨の「皇運を扶翼し国民教化の大任を完うせんこと」の誓いが明言されており、国体イデオロギーとの対決の姿勢は微塵もない。むしろ、この「好機」を利用して、「積極的伝道を試み神の国の拡張に努力せん」との思いが滲み出ている。政府の会同計画に賛同したキリスト教各派の代表者の意見を紹介してみたい。

井深梶之助は、これまで「キリスト教は数百年我邦の厳禁」するところであり、国民一般の偏見反感も根強い、憲法でいくら信教の自由が保障されていても、キリスト教信者は国家に不忠なる者と考える人が少なくない、と当時の国民感情を述

べた上でキリスト教と国体の関係について次のように述べている。国体に順応し、我国の人情風俗との調和を図るのは為政者の立場としては至極当然の希望であると弁護し、「我らはあくまでも信教の自由は維持するが、良心の許す限りは本邦固有の習慣風俗を重んじ、且つ他教の人々とも力を協せて国民道徳の発展に貢献すべきはもちろんのこと」と揚言する。霊南坂教会の主宰者小崎弘道も同様の見解を表明している。会同は宗教と国家、いずれの側から考えても大いに慶賀すべきこと、政治と宗教は車の両輪、鳥の両翼、夫婦の関係であり、この二つがあって始めて国家が成り立ち、一身が立つ、相互の善美な関係の創出が肝要であること、歴史的には政教一致から分離へ進み、それとともに政府は宗教を無視するようになった、政教分離を実現した欧米諸国(米・仏)でも政治家は宗教家に十分の敬意を払い、国家の成立上宗教の必要なことを認め、制度上政教の密接な関係を維持している現状にふれて、例えばアメリカ大統領の就任式における宣誓行事で牧師の授職宣言や官立学校、陸海兵学校、軍艦内にも牧師がいて精神的教育を行っている事例をあげている¹⁰⁾。小崎の場合、政教分離に対して率直な疑問を投げかけており、国体教育、国民道徳の強化にキリスト教が動員されることに対する危機感がまったく感じられない。キリスト者小崎の抵抗の姿勢を問題にする前提として、まず、彼の国家観が問われる所以であろう。

教育家・宗教家懇談会の開催

三教会同の副産物の一つに、教育家・宗教家懇談会の開催があげられる。当初、学界や教育界の大勢は三教会同に対して無関心あるいは批判的な意見が強かった。たとえば、京都帝大教授で教育学者の谷本富(1867-1946)は「宗教政策に関する卑見」と題して、床次や内務官僚の発案に対して次のように述べている。

「宗教は独立独歩何等の俗権に付随せざる所に真価の存するものなれば、何卒憲法の文面通り治安に妨害なき限りは全く其の自由に任せ、敢て干

涉せざるが当然」とし、国家と宗教の関係は「宗教教化はどこ迄も国家圏外に在るが宜しく、国家の宗教に対する態度は消極的外護者たる外なかるべし」という主張を展開する。その上で、キリスト教界の現状にふれて、「基督教にては元来、独立自主を旨とする筈にて、従来政府が度外視したるこそ却って幸福と謂ふべけれ。虚か誠か、何も今更に阿諛がましく内々運動して本来の面目を毀損するに及ぶまじ。一時の権謀術数はさる事ながら、是れは真正宗教家の断じてすまじき事にて、二三獅子身中の虫はあらんが、彼らを速やかに葬り去って、而して旗鼓堂々日本国民を悉皆改宗せしめねば已まじとの気概あるべき筈なり。基督教界の近状、もし新島先生を地下に起して見せしめば果たして何と謂はるだらう。小人輩の跋扈、誠に片腹痛き事なり」(11)と手厳しい。

教育家・宗教家懇談会は一九一二年（明治45）二月二十八日に東京上野の精養軒で開かれた。発起人は井上哲次郎、高楠順次郎、中島力造、姉崎正治、元良勇次郎、杉浦重剛（以上学界）、大内青巒、村上专精（仏教界）、井深梶之助、松村介石、海老名弾正（以上キリスト教界）、柴田礼一、千家尊弘（神道）ら二十一人で、二百余名の参加者があった。そして井上（哲次郎）が代表挨拶に立ち、この会合は政府の内命を受けて開催されたものでないことを強調し、三教の代表者が一堂に会して懇親会をもつことは「日本開闢以来初めてなり、世界にも未だ例なし」と持ち上げた。明治二十年代にあれば戦闘的な排耶論者であった彼が、「主義に於て信仰に於て相違するも、懇親を結べば結ばれざる事なし」、「この連教会同は、将来会を重ねて大々的国家に貢献せん事を望む」と状況追隨的な発言をしている。神道家の柴田礼一は「惟神の大道を奉体して国体の尊厳なる所以を説き、国民道徳の振興を図ること」、「三教に加ふるに教育家を以てし、思想家を以てし、所謂鬼に金棒の感あり」と述べ、仁和寺門跡の土宜法龍は「三教会同決議の如く皇運扶翼に一致す、仏耶の教義も何れの時にか一致するを見るべし」と演説した。

キリスト教徒の本多庸一の挨拶はどうであったか。「宗教と教育は恰も国防上陸軍と海軍あるが

ごとく其一を欠くも不可也（中略）この会合が珍妙と云はるるは、即ち耶蘇教徒の仲間入りしたるが為なり、然れど耶蘇教主義者も敵国の人にあらず、同じく陛下の臣子なり、願くは以後弟と思ひ、或時は叱咤する可なれど万事同情を以て願ひ度、由来弟は腕白の者たり」。ここには、キリスト教の教義と全く無縁な臣民道徳と家族国家観的な発想があり、内務官僚によって、完全にキバを抜かれたキリスト信徒の姿が露呈されている。

三教会同に関する諸家の論評

三教会同に関する政府の提案をめぐって、政治と宗教の関係、あるいは宗教と道徳、宗教と教育、そして現代文明における宗教の位置など、関係者の評論が多数発表されたことはいうまでもない。以下に諸家の見解を紹介しておきたい。

まずは企画立案した当人の内務官僚床次の意見から始めよう。薩摩出身の彼は官界から政友会入りし、原・高橋（是清）両内閣の内相、そして犬養（毅）内閣で鉄道相などを勤めた経歴から明らかのように彼は単なる官僚ではない。政治家としての政治戦略やStatecraft（政治的手腕）にも通じた開明派の革新官僚としての見識も持ち合わせた人物とみるべきであろう。その彼は三教会同を企画する動機として、宗教と国家の結合の必要を次のように主張している。「国民道徳の涵養は、教育と宗教と相俟って始めて完全を得べきものなるに、現今は教育に由りて今日の道徳を教ふるの実情なり」と指摘し、「本に遡りて神といひ、仏といひ、天といふ所に常に接触するにあらざれば、国民をして公明正大なる思想を堅実に養成せしむることを得」ず、「故に国民道徳の基礎を作るには、必ずや宗教と教育との相俟って進むを要とす」。そして、そのためには各宗教家の接近を図り、時代の進運を扶翼すべき勢力たらしむることが必要となる。そこで、彼は三教に対して具体的な注文を提示する。すなわち、神仏両教はより「欧米に向って歩みを運ぶ」必要があり、キリスト教は「あたかも自家の植民地を作りたるが如く、圍堵を画して出でざるの観あるを改め、我国体に応じて勉

論 文

めて人情風俗との調和を図」るべしとキリスト教の日本化を求め、「精神界に於て、欧米の思想信仰と日本の思想信仰との二者の調和」の必要性を力説する。

政府がキリスト教界に参加の呼びかけを行った理由は何か。憲法で信教の自由が認められている今日、すでに日本に存在するキリスト教に対して、「一視同仁を以て之に臨むべきは、固より言を俟たず」、「之を誘導して同じく尊王愛国の精神に帰趣せしむる所以たるべく、徒に之を排除するが如き態度を以て之に対するは、甚だ雅量なきの事たるのみならず、むしろ却って反抗の念を起さしむるに止まるべし。是れ人情の常にして、思慮ある者の宜しく心を用ふべき所なり」と公言する。さらにまた、欧米諸国のあいだに、排外思想を含む道德の涵養に努める日本、という誤解がなお存在する実状に鑑み、精神界における開国進取の方針の採用が必要である、と述べている。ここには、大逆事件に対する欧米諸国の輿論や日露戦勝後の列強がもつ対日イメージを懸念する支配層の態度がはっきりと現れている。

対外イメージだけでなく、日本国内のシビアな実態認識も背景にあった。日清・日露戦争後、わが国は急激な資本主義経済の進展にともなって労使対立が激化し、足尾銅山鉍毒事件に象徴される公害の発生や厳しい労働条件の改善を求める都市部の労働者の声の高まり、労働組合運動や社会主義思想の浸透など、工業の発達にともなう欧米社会の「一種の悪風」が地方に侵入する状況に対する支配層の危機感は強かった。農村共同体における地主と小作人の間に見られる従来の「情誼上の関係」が希薄になり、「漸次に不良にならんとする」傾向は早くから指摘されており、床次はこうした伝統的な醇風美俗の消失がもたらす各階級間の「温情」の喪失を恐れた。そこから彼の貧困層の社会改良への着目がはじまるが、経済上の救済策を講ずるだけでは駄目で「精神上の慰安」が必要となり、宗教を活用し、徳育における宗教の役割を重視する。つまり、六ヶ年の義務教育だけでは徳育の育成は不十分であり、成人を対象とする社会教育を盛んにして徳育を涵養しなければなら

ないこと、そして宗教は社会教育において重要な役割を果たしうると説いたのである¹²⁾。このように、床次の計画の動機には危険思想の防圧や国体教育の重視と同時に、報徳思想とも絡んだ地方社会の人心改良や社会教育強化への宗教動員の発想があったと考えられよう。

次いでキリスト教各派の代表者の見解であるが、井深梶之助は「各宗協力は可能」と題する文章で、キリスト教と国体の関係について、前節で見たように「我らはあくまでも信教の自由は維持するが、良心の許す限りは本邦固有の習慣風俗を重んじ、且つ他教の人々とも力を協せて国民道德の発展に貢献すべきはもちろんのこと」と国体との衝突を避ける発言を明記している。小崎弘道も今回の会同を大いに慶賀すべきことと歓迎している（「官憲と宗教との握手」）。キリスト教界の各派代表はこうした雪崩を打った当局への順応の姿勢を示すが、日本人キリスト者のすべてが一様に歓迎していたわけではない。内村鑑三や植村正久らは「共同決議案」を快く思わなかったし、それに対する内村の批判も今日、よく知られるところである¹³⁾。

ここでもう一つの批判の実例として向軍治（1865-1943）の見解を紹介しておきたい。

『六合雑誌』のアンケートに「教育家」として回答を寄せた向は、当時、慶応義塾の教授でドイツ語を担当していた。彼は独逸学協会学校出身で若い頃ドイツ普及福音新教教会の設立に参加、のちに日本ユニテリアン弘道会に所属した人物である。また、神田乃武らとローマ字普及運動を起したことで知られている。向は「主意に賛成、形式に反対」と題して次のように論評した。

まず彼は宗教と国家の結合を図るという思想のまちがいを指摘し、「政治的国家と宗教とは、成るべく縁の遠い方がよるしい」といい、事業を民間の手に委ね、民族の発達を図ることが肝要であると述べている。むしろ政府の干渉が文明の進歩を妨げるという信念をもつ彼は、「これまで政治的、社会的に勢力を得なかった基督教徒は床次氏の企に随喜の涙をこぼして居る杯と考ふるは浅見も亦甚だしい。宗教が国家と結合すれば社会的には勢

力を得る様であるが、宗教の腐敗も亦その時に萌すものであると云ふ事を考へねばならぬ。

宗教は心より心に通ずる権威を以て臨むべきもの、世俗的権威を以て圧迫すべきものではない。故に政府に保護せられたる宗教よりも、迫害を受けたる宗教の方は内実は健全である。仏教が政治的権力を失ふと同時に支離滅裂に帰して、現今の社会の人心は、大いに宗教を渴望して居るにも拘らず、僅かに骨董物的の存在を維持して居るのは、宗教と国家との結合すべからざるものなる事の明らかなる証拠である。さなきだに形式に流れ、旧弊に陥らんとする基督教は、迫害を受けつゝ尚健全なる発達をなし得ないのである。これに加ふるに政府の保護をもってしたら鼻持ならない事になる」と批評している。

右のような向の宗教と政治権力の関係の把握の仕方は卓見たるを疑わないが、彼はまた、民族的団体としての国家と宗教の結合に同意している点に我々は注目すべきであろう。すなわち、キリスト教徒の「誠心誠意をもってする忠君愛国の思想を十分に發揮して、国家を泰山の安きに置く」使命を強調し、今は未熟な政府の保護干渉をうけるどころか、むしろ「現今は健全なる国家思想を有する我々基督教徒は、大いに政府の事業を監督して、この国家をして針路を過らしめざる様につとむる責任がある」といった主張にその特徴がよく現れている。「未成品の国家」の後見人としての責任や、キリスト教徒が健全な民族団体の形成にあずかる意義を説くあたり、明治人特有の国家主義的なキリスト教観を髣髴させるものがある。向軍治の政府批判の言説にみられる国体イデオロギーとキリスト教の原理的な対決の不在を指摘できよう。

S・ギュリックの論評

これまで見てきた日本のキリスト教徒の対応に較べて、以下に述べるシドニー・ギュリック Sydney Gulick (1860-1945) の見解は甚だ注目すべき論点を含んでいる。彼の論評の紹介に先立って、そのプロフィールを簡単に見ておきたい。

その父や兄弟と同じくアメリカン・ボードの宣教師として日本に深い関わりをもつギュリックは進化論の研究者としても知られた存在であるが、彼は一八八七年（明治20）に来日し、熊本、松山、大阪などで伝道の後一九〇六年（明治39）同志社に就任、神学校教授として組織神学を教えた。そして、明治四五年の同志社大学開校後は一般教養科目の「科学概論」を担当している。一九一三年にアメリカに帰り、一九二〇年代に日本人移民問題が政治的争点になって米国内で排日運動の機運が高まるなか、カリフォルニア州議会に排日的な土地法案が上程されるや、彼はその阻止運動にコミットするなど、日米両国の平和友好実現のために積極的に行動している。なお、彼はまた日米の少年少女のあいだで友好親善を高めるために企画された、アメリカから日本の小学校に寄贈する「青い眼の人形」使節を考案したCommittee on World Friendship Among Childrenの有力なメンバーであった。

さて、ギュリックは「宗教と国家」と題して次のように述べている¹⁴⁾。床次が「宗教と国家との相互的自由及び尊敬」の理念を理解しており、国家の精神的、道徳的生命の根底を強化するのに宗教が与って大なる力をもつことを認めながら、国家が宗教の「内生命の確信」を左右しうるものでないことを知っているあたり、彼は「最も進歩せる政治家の典型」であると称賛する。そして床次の三教会同の提案の趣旨が、いわゆる「宗教の政治的利用」ではないこと、国民の富強繁栄や道徳的生命の発達、そして社会の改革は物質的な手段のみでは不十分であり、何らかの「靈的勢力が喚起」されなければならないという確信に基づいていることを強調し、キリスト教を他の宗教と同じ地位に押し上げ、「強大なる道徳的、精神的生活を増進せしめ（中略）、此の国土の文明をさらに確固たる根底の上に据えんとする」、床次の「熱誠」に同意を表するに吝かでないとその長所を率直に評価している。その上で、床次の提案がもつ弱点に対して以下の具体的な提言を試みた。

論 文

ギューリックの論評の鋭さは、三教会同の実施の方法に関する発言にみられる。すなわち、三教代表者が集まって一体何を協議するのかが明らかでなく、甚だ「漠然たる提案」に止まっていると指摘する。この不明瞭はやがて「疑惑と躊躇」を生むであろうと警告し、床次が「宗教の援助によって解決せんとする問題」が何なのか、「国民的疾患及びその治療法を宗教家の手に委するのは、氏の実際的智慮の致す所であると信ずるが(中略)、提案には只だ一般的な、そして抽象的な言辞をもって、工業上における資本と労働との関係、及び農業上における土地所有者と小作人との関係といった様な事ばかりしか言っていない」と手厳しい。そこで、ギューリックは「国民的疾患に対する具体的な診察と治療法を明記する」として、具体的な数か条の「建設的提議」を行なった。

「提議」は次の七個条から成っている。(一) 資本対労働の問題 (二) 農業問題 (三) 商業問題 (四) 性欲問題 (五) 真の愛国情心について (六) 国家主義と世界主義 (七) 宗教問題。

それぞれの項目に関する主張の概要は以下の通りである。(一) 資本と労働の対立について。資本家は人格を破壊するような酷い、長時間労働を婦人や子供に強制する権利があるのか、労働者の雇用主に対する反抗権が許されるべきか否か、これらの労働問題について政府や国家はいかなる権利と義務を有するのか、そして「三教はこれ等の問題に対して果して如何の光明をもたらし得る」のか (二) 農業問題。地主と小作人の関係の改善について、「如何にして地主をして小作人に個人的注意を払はしめ得べきか」、両者の間に親密な感情を醸成するための方策は何か、その細目について論議し、問題の解決に貢献せんことを希望 (三) 商業問題。金銭上のトラブル、約束の履行、賄賂の禁止、一定の規格標準を守った物品の製造などの指導方針の確立 (四) 性道德の改善。家庭における健全な性的モラルの創出、純潔な男女関係の実現、放恣な性欲の放置による性病の蔓延と害悪の防止など、国民道德上、重要な性の問題の解決に宗教界のリーダーはもっと本腰を入れて取り組むべし (五) 真の愛国情心の意味。戦時に国

家のために死ぬことだけで愛国の精神は充分なのか、職務に不忠実、生活の道義的不純、妻に対する不義、牛飲馬食、人格の鍛錬を省みない者が果して真の愛国情心といえるのか、また他国民への敵対、支配層(治者)への盲従を含んだ愛国情心が真の愛国情心といえるのか。要するに、愛国情心の合理的根拠について宗教界の指導者はよく議論し、その真義を青年に伝える最善の方法を検討せよ (六) 国家主義と世界主義。国家と個人のあるべき関係について、国家は個人の生活を支配する絶対の権限をもつのか、そもそも国家の権威の根源は何か、軍隊の力かそれとも道德、宗教的根拠に基づくのか、国家と道德の真の関係について、国家は道德上の正・不正を決定する権限をもつのか、法と道德の関係如何、道德上、悪とするものを国法は善となしうるのか、国民的道德と宇宙的(普遍的)道德の関係如何、そして国民と他国民との正当なる関係について、弱小なる隣国を圧迫し、征服するところの強国を憎む理由は何か、いかなる根拠に基づいて強国が弱国の領土を奪い取ることが可能なりや (七) 宗教問題。宗教の本質と起源の探究の必要、個人及び国民の幸福にはたず宗教の役割、多神か一神か無神か、神はいかにして人類に自己を顕現するか、いかに奉仕されることを神は喜び給うや、宇宙の目的、人生の目標及び意義如何について徹底的究明の必要あり等々。そして、結論では、これまで日本は「政治経済殖産興業及び科学」など西洋文明の物質的方面に注意を払ったが、西洋の道德的及び精神的の見解や勢力に充分の関心を向けなかったことを指摘し、明治維新の『五箇条のご誓文』(「旧来の陋習を破り、天地の公道に基づくべし」、「智識を世界に求め大いに綱紀を振起すべし」)を引用しながら、日本の真の幸福は深い精神的的生活及び宇宙的真理や正義の上にその基礎をおくことが肝要であると主張、国家主義的道德の樹立よりも世界主義、普遍的真理や正義に立つことの重要性を訴えている。

そこには、明治日本の宗教的リーダーよりも遥かに鋭く宗教の本質にふれた発言があり、さらに、天皇制国家の下、正しい国家と個人のあり方や自我と人権の確立、近代的な道德観、植民地支

配の否定、偏狭なナショナリズムの否定など、すぐれた見識が披瀝されていると言えるのではないか。なお、ギュリックはこの問題に関して、ほかに「内務省の宗教的方針に関する卑見」(『太陽』十八巻五号)、『基督教の社会的及び国家的理想』(『六合雑誌』三二巻五号)などの評論を発表している。

結びにかえて

キリスト教界の三教会同への対応の特徴を煩をいとわずに要約すれば、彼らは支配層が「信教の自由」と政教分離を揚言しつつ、国民道徳としての忠君愛国、臣民道徳を翼賛する「神仏基補完システム」の構築に何ら疑念を抱かずに簡単に組み込まれていったということである。

それは国民道徳(公)と宗教(私)が政教分離の考え方によって区別されながら、近代日本の機軸たる「国体」(権力の核心が同時に精神的機軸となる)のイデオロギーを翼賛するいわば日本型政教分離の仕組みでもあった。三教会同は、宗教の真の社会的役割や、宗教家が真摯に時代の直面する問題を直視するための「宗教間対話」の促進を図ったものではない。その意味では、ギュリックの「建設的提議」はないものねだりに等しいといえよう。明治政府の宗教利用の意図がよく読めなかった、明治日本のキリスト教界の指導者たちの国家観や皇室観があらためて考察の対象になろう。そして、より根本的には、異質な思想であるキリスト教の受容に際して、彼らがそのなかで生まれ育った、伝統的な儒教的価値観との原理的対決がどこまで徹底して行なわれたのか、といった外来思想受容のあり方自体が問われる問題でもある。

【注】

- 1) 「六合雑誌 発行ノ趣意」『六合雑誌』第1号 東京青年会 明治13年10月
- 2) 「余が非戦論者となりし由来」『聖書之研究』第56号 1904年9月 『内村鑑三』現代日本思想大系5所収、筑摩書房1963
- 3) 「世界の平和は如何にして来るか」『聖書之研究』第134号 1911年9月
- 4) 『明治文化史』6 岸本英夫編 第四章明治基督教史 407-408頁 原書房 昭和54年
- 5) 小崎弘道『日本基督教史』(『小崎全集』第2巻) 190-1頁 警醒社 昭和13年10月
- 6) 「基督教と戦争」(一番町教会での演説)『近代日本とキリスト教』明治編 久山康編 277-8頁 基督教学徒兄弟団 昭和36年
- 7) 小原克博「近代日本における『宗教間対話』—宗教概念の形成と政教分離を中心に—」『基督教研究』70巻1号 同志社大学神学部基督教研究会 2008年6月
- 8) 床次は東本願寺に対してさまざまな手段を弄して翻意を促したが成功しなかった。真宗大谷派の表向きの反対理由は以下の通りである。(1)「宗教の歴史、宗格、道徳の如何を顧みず漫然として平等に国家に結合し、教育と提携せしめんとするは頗る軽忽たるを免れず」、(2)「宗教信仰の点より云へば、各自絶対なるものにして、毫も他と調和提携するの余地を有せず、今回の会同の如きは寧ろ宗教者として幾多の信者に疑惑を与ふるのみならず、今正に自覚せんとしつゝある国民の信仰心に迷を与ふるもの也」(『万朝報』1912年2月26日)。しかし、「真俗二諦」を正統教義とし、仏法を真諦(絶対的真理)、王法を俗諦(相対的真理)として両者を原理的に分断し、信仰とこの世の生き方を二元化する真宗大谷派教団は宗教勢力による天皇制国家への翼賛構想に反対する姿勢はもともとない。忠誠と反逆との関連でいえば、他の宗教勢力とは別の方法で天皇制への忠誠の調達に協力しようとする姿勢が顕著である。それでは三教会同の開催に反対する本音の部分は何か。神仏両教が管長制度によって縛られ、宗教活動が内務大臣の許可を必要とするのに対し、キリスト教はそうした規制もなく、自由に布教できることへの不満や、伝統ある仏教が、「非公認宗教」たるキリスト教と同じ扱いを受けることへの強い反感が底流としてあったと考えられる。真宗十派のうち、大谷派のほか出雲寺派、誠照寺派、三

論 文

門徒派の四派が不参加であった。なお、真宗本願寺派(西本願寺)は三教の同一視には反対せず、各管長を集めて内務省が訓示を与える必要もないという立場を表明した。その他、日蓮、真言、天台、華嚴の各宗派は賛成であった。

- 9) 『万朝報』「白髪内相」1912年2月26日
- 10) 「官憲と宗教との握手」『六合雑誌』32巻3号 59-60頁 1912年3月1日
- 11) 『六合雑誌』32巻3号 93-94頁
- 12) 床次竹二郎「三教者会同に関する私見」『六合雑誌』32巻3号 40-45頁
- 13) 「俗人の宗教観」『聖書之研究』140号 明治45年3月10日 また、内村は「変らざるキリスト」『聖書之研究』148号 大正元年11月10日において次のように述べている。
「報徳宗の後に起った者が三教会同であった。茲に日本国に於て孔雀と鶴と鸚鵡との羽が綴合はされて新たに麗鳥が世に現はれし乎の如き観があった(中略)、耶に非ず仏に非ず神道の固陋を破て世界に向て膨張せし者、是れが政治家の手腕に由て日本人に提供せられし新宗教であった。然れども其運命は如何、一年後の今日、

何人が三教会同を口にする乎、三教会同は一時の遊戯に過ぎなかつた、麗鳥と思はれしは実は怪鳥であった、鶴族の一種であった、蜉蝣の如き者であった、今日生れて今日消えて了った」と。(引用は岩波版『内村鑑三全集』19より)

- 14) 『六合雑誌』32巻3号 45-53頁 なお、この一文は『ジャパントイムス』より抄訳されたものである。

[付記] 本稿はNCC宗教研究所の機関誌『出会い』15巻3号(通巻59号)2010年7月発行に掲載された「『三教会同』と日本のキリスト教」を大幅に加筆修正したものである。同研究所が主催する連続講座「日本のキリスト教を見直す—内と外から」で筆者が講演した「政治と社会から見た日本のキリスト教—明治末期における天皇制ナショナリズムとの関連を中心に—」が掲載原稿の基になっている。今回リライトするにあたり、仏教教団の対応について、本願寺史料研究所の近藤俊太郎研究助手から参考文献を教えていただいた。一言、記して感謝を申し上げたい。